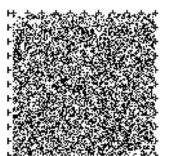


「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針 2029（案）」

に対する市民意見及び市の考え方

令和 7 年 3 月

名古屋市子ども青少年局



1 概要

名古屋市の早期子ども発達支援施策の中核施設である地域療育センターの今後の拡充の方針をまとめた「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針 2029（案）」についてのパブリックコメントに寄せられた意見及びそれに対する市の考え方を公表するものです。

（１）「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針 2029」の位置づけ

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029～名古屋市子どもに関する総合計画」の掲載事業「地域療育センター等の充実」を具体的に実施するための方針です。

（２）意見募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月24日（金）まで

（３）意見提出状況

意見提出者 12 人 意見件数 32 件

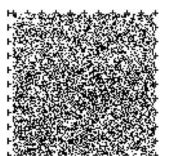
（４）意見の概要

- 1 「3 第2期方針における取組 （４）具体的取組」
- 2 「4 新たなる地域療育センター配置計画 （３）配置計画の考え方」
- 3 「5 長期的視点に立った検討事項等」
- 4 その他の意見

（５）意見のまとめかた等

○いただいたご意見を、趣旨を踏まえて方針案の記載部分ごとにまとめて掲載しています。

○市の考え方中の「方針」は、「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針 2029」を指します。

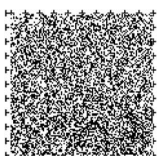


2 市民意見の内容及び市の考え方

(1)「3 第2期方針における取組 (4) 具体的取組 ①地域支援・調整部門の拡充・運営方針の明確化 」

相談支援について
■意見 ○子どもを担当できる相談員さんが少ない。セルフプランでやらざるを得ない。相談員さんがいる事業所の一覧を作って欲しい。
◎市の考え方 ○障害児相談支援施策については地域療育センター地域支援・調整部門への相談支援専門員の配置のほか、本市独自の補助制度を継続していきます。また、障害児者やそのご家族からの様々な相談への対応や地域で障害児支援を協議する場の充実を図るため、令和6年度9月より、各区の障害者基幹相談支援センターにおいて、地域連携コーディネーターを配置し、体制強化を図ったところです。相談支援事業所については「障害者福祉のしおり」に掲載しているほか、障害者情報支援サイト「ウェルネットなごや」トップページよりWAMNET「障害福祉サービス等情報検索」にて検索可能です。今後、名古屋市子ども発達支援サイト「すてっぴサポート」への掲載について検討していきます。

子ども・子育て支援施設との連携について
■意見 ○就労家庭の増加により、1歳6か月児健診後の親子教室の利用、療育グループへの紹介が減少している。「家族支援」は、その場への参加なしには困難であり、育児休業が終了する1歳までにその取組を届ける必要がある。従来の1歳6か月児健診以降のシステムをさらに早めて0-1歳を対象にして、親子ともに支えるシステム構築のための調査研究、検討が急がれる。 ○就労家庭の増加により、育児休業中のゼロ歳児期からの親子支援の重要性が増している。障害か否かではなく、親子の困り感に応える「ゼロ歳児教室」を継続利用しうる仕組みを確立して欲しい。保健センターや子育て支援拠点など、親子が利用しやすい場所を設定し、地域療育センターと連携してその後の支援へスムーズにつなげていくとよい。 ○保健センターにおける支援の質の充実のため0歳児期からの子育て支援として



の親子教室の実施を提案する。育てにくさへの支援をすることで「気づく前からの支援」を行うことや、発達に不安や子育てに課題がなくても保護者への子育て支援を充実させることによって、結果的に発達特性のある子どもへの支援が充実することになると考える。

○妊娠中からわかる障害児について、医療機関との連携を強め、出生前から保健師による支援を開始し、保護者を孤立させないようにして欲しい。そして出生後、訪問療育をはじめゼロ歳児期からの通園療育へつなぐ仕組みを確立して欲しい。

◎市の考え方

○低年齢からの支援のあり方については、引き続き地域療育センターと保健センターや子育て支援拠点等の連携を図っていくほか、今後、子育て支援施設と子ども発達支援施設の一体的な支援方法について検討を行っていきます。

(2)「3 第2期方針における取組 (4) 具体的取組 ②地域療育センターの運営内容の見直し」

地域療育センターにおける医療的ケア児への支援について

■意見

○医ケア児が通園部に通う際、保護者が車の運転をできなくても通えるようにして欲しい。

◎市の考え方

○医療的ケア児の地域療育センターへの通園保障については課題と認識しており、医療的ケア児が通園部へ通いやすくなる方策について検討します。

(3)「3 第2期方針における取組 (4) 具体的取組 ④子どもの発達に関する診療体制の充実」

名古屋市立大学寄附講座と連携した支援プログラムの開発について

■意見

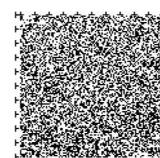
○「支援プログラムの開発」に関して、各職種が、それぞれの立場を理解するうえで、医療関係者が「医学モデル」に陥ることなく、子どもの生活や「こころの発達」について視野を広げようよう、市大の場合は児童福祉施策や子どもの権利に関して学ぶプログラムの確立を求める。

○卒園後は訓練を受けたくても、小学生前までと言われる場所が多い。

○病院は小学生低学年で終了してしまうため、長く訓練が受けられない。

◎市の考え方

○発達障害児者の多様性を理解し支える社会的土壌を醸成し、支援のあり方の基本



的な考え方を「医学モデル」から「社会モデル」へ展開していくことを目的とする発達障害啓発プロジェクトを引き続き進めるとともに、名古屋市立大学に設置したこちらの発達医学寄附講座との連携により、発達障害児者への支援に携わる職員を対象とした支援プログラムの開発等による訓練ニーズの対応方法の検討を行うなど、各種取組を進めます。

(4)「4 新たなる地域療育センター配置計画 (3) 配置計画の考え方」

地域療育センター配置計画について

■意見

- 名古屋市内で地域療育センターが 5 カ所というのは少ない。特に中央センターは 5 区を管轄しているので、遠くて困っている利用者もいるのではないかな。
- 予定に対し、着手が遅い・後回しになっている印象。
- 発達センターちよだの建て替えを 1 日でも早く実現して欲しい。地域格差のない場所へ移転して欲しい。
- 地域療育センターの土地確保に関して、学校統廃合が進められている状況に鑑みて、その土地の活用目的に位置付けられるよう教育委員会と調整して欲しい。
- 発達センターちよだでは訓練が受けられず、自分で情報収集しなければならない。

◎市の考え方

- 地域療育センターの整備については、他局も含めて連携を図り、引き続き早期実現を目指して調整を進めます。

(5)「5 長期的視点に立った検討事項等」

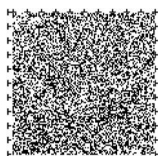
発達障害啓発プロジェクトについて

■意見

- どこに相談したらいいかわからない親が多いのは、発達障害啓発プロジェクトが役目を果たせていないからではないかな。周りの発達障害の友達を理解するために、自身の特性に気付くきっかけになるためにも保育園、幼稚園、小学校での啓発もプロジェクトに入れて欲しい。
- 世間の障害児への知識が足りず、どこへ行っても白い目で見られる。障害児との関わりがなく、知識がないから恐怖がある。みんなが大事な個々だと、幼児のとき、小学校、中学校で何度も伝える必要がある。

◎市の考え方

- 発達障害啓発プロジェクトは、発達障害児者の多様性を理解し支える社会的土壌



を醸成し、支援のあり方の基本的な考え方を「医学モデル」から「社会モデル」へ展開していくことを目的とし、これまでも広く市民に情報発信等を行ってきましたが、今後も取組について検討を進めていきます。

（６）その他

地域療育センターの発達検査について

■意見

○以下の理由から、療育センターを受診した全ての子どもの保護者に詳細な検査結果報告書を提供して欲しい。

- ・保護者の子どもの状態を知る権利を保障する。
- ・保護者が子どもの発達特性を正確に理解し、適切な支援につなげる。
- ・第三者機関（幼児教育施設や学校）との協議や情報共有を円滑にする。
- ・現在の支援の効果測定や支援計画の調整を可能にする。

○現在、地域療育センターでは、知能検査としては「田中ビネー式」が用いられているが、認知特性を詳細に把握するには不十分である。就学前に WISC を受けられる体制を整える、又は受けられる施設を紹介することで、個々の特性に応じたきめ細やかな支援が可能になると考える。

◎市の考え方

○地域療育センターにおける発達検査の種別・運用については、検査の特徴を踏まえ、保護者の障害受容や個人情報保護、関係機関との連携等を考慮して引き続き適切に実施します。

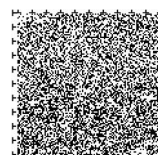
愛護手帳判定について

■意見

○愛護手帳の更新の際に遠くまで行かなければならないことが負担である。

◎市の考え方

○学齢期のお子さんの愛護手帳判定については、市内全域のケースについて中央療育センターが実施していますが、未就学期に地域療育センターを利用されていて、お子さんの状況等により中央療育センターで実施することが難しい場合には、地域療育センターへ中央療育センター職員が出張して判定しています。



エビデンスに基づく支援について

■意見

○特別支援教育・療育では、エビデンスに基づく支援が重要であることは国内外で広く認識されているが、質のばらつきが大きい児童発達支援施設が増加している。地域療育センターがエビデンスを踏まえた療育・支援の方針をより明確に示すことで、エビデンスベースの支援を実施する拠点となることが期待される。名古屋市立大学との連携を活かし、エビデンスに基づく支援の知識・技能を持った専門職の育成を進めて欲しい。

◎市の考え方

○地域療育センターを地域における障害児支援の中核と位置づけ、地域支援・調整部門による地域支援を強化するとともに、名古屋市立大学に設置したところの発達医学寄附講座と連携し、子どもの発達に知見を持つ医師や医療スタッフの育成・確保を目指すなど、診療体制の充実に取り組んでいきます。

自立支援協議会児童部会について

■意見

○縦・横のつながりの強化に向けて「児童部会」の活動強化と学校の参加、区ごとの保健センター・地域療育センター(児童発達支援センター)・保育所・幼稚園等の共同研修会をしっかりと位置付けて欲しい。

◎市の考え方

○地域療育センター地域支援・調整部門と地域の関係機関との連携については今後5年間で検討を深め、取り組んでいきます。

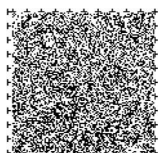
事業所における支援について

■意見

○児童発達支援から放課後デイに変わる際、個別指導(学習面)をお願いできるところが少なくて困る。放課後デイでも年齢に応じた個別指導が受けられる事業所が増えると良い。

◎市の考え方

○放課後等デイサービス事業所は、生活能力の向上のために必要な支援、社会の交流の促進等を行う施設です。事業所毎に様々な特徴がありますので、名古屋市子ども発達支援サイト「すてっぴサポート」等によりご確認ください。

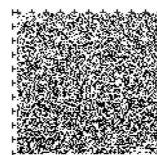


ピアサポートについて
■意見 ○親や関わりのある人への支援が第一だと考えるが、気軽に同じ思いを伝え合い支え合う場の少なさを感じる。専門家の知識も大切だろうが、支える当事者どうしの情報交換の方が、リアルさ、スピード感はあると思う。
◎市の考え方 ○発達障害児者の家族への支援として、発達障害児の子育て経験のある親がその経験を活かし、研修を受けたペアレントメンターとして、子どもの発達に不安のある親や、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに相談・助言を行うことにより、発達障害児者の家族への支援体制の構築を図っており、今後も取組を進めていきます。

外国にルーツを持つ家庭の支援について
■意見 ○外国ルーツの家庭は、より支援に辿り着くのが難しいので母国語が日本語でない人のサポートも視野に入れて欲しい。
◎市の考え方 ○地域療育センターにおいても、対応可能な範囲で外国にルーツを持つ家庭への支援を実施しているところですが、引き続き検討していきます。

保健センターへの心理職員の配置について
■意見 ○要発達支援児を把握し、身近な相談機関の保健センターにおける支援の質を充実するために保健センターへの正規職員の心理職の配置を提案する。それにより保健師への調査の課題への対応や、1歳6か月児健診へのフォローが可能となる。
◎市の考え方 ○乳幼児健康診査後のフォローとして、保健センターの乳幼児発達相談において心理士に相談ができる体制となっています。また、乳幼児発達相談には地域療育センターの職員を派遣しており、適切な支援につなげています。

「こども誰でも通園制度」について
■意見 ○国が進めている障害児対象の「誰でも通園制度」に関しては、訪問療育から始め、通園療育につなぐことを前提にして検討して欲しい。



◎市の考え方

「こども誰でも通園制度」は、障害の有無に関わらず、全ての子どもの育ちを応援するため、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用を上限とした通園支援を実施するものとなっています。「通園」を基本とする制度ではありますが、外出することが困難な状態にある子ども（障害児や医療的ケア児）に対応するために、子どもの居宅へ保育従事者を派遣することについて運用上、認められています。一方で、実際に職員を派遣することに課題があると認識しており、国の検討状況を注視しつつ、本市としても事業のあり方を検討していきたいと考えます。また、必要に応じて地域療育センター等の支援へ繋げられるよう連携を深めていきます。

学校における支援について

■意見

○普通級に在籍している児童が保育園の加配のような支援が受けられる制度をもっと整えて欲しい。苦手な部分を補助してくれる、移動教室、体育、プールの際など危ない時に見守ってくれるなど。

○就学の選択肢が少ない。環境が重要な子どもだからこそ、柔軟な進路の選択が欲しい。

◎市の考え方

○主に身体障害のある幼児児童生徒に対して年間を通して介助・支援が必要な場合に、学校生活介助アシスタントを配置しています。移動や排泄・着替え・食事等の介助・支援を行います。

○小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の環境整備の充実を図ることが重要であると認識しています。就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、学びの場の変更ができます。

